

大熊町障害者基幹相談支援センター業務公募型プロポーザル審査講評

【全体講評】

大熊町では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町民が避難生活を強いられ、ふるさとを離れ生活して来ました。現在、大川原・中屋敷地区の避難指示解除に向けて準備が進められており、解除になれば、ふるさとへ戻って生活することが可能になります。しかしながら、未だ町の大部分が帰還困難区域に指定され避難先での生活を余儀なくされております。

双葉郡内では、復興が進み、ふるさとへ帰還する方が増え、少しずつではありますが、活気が戻ってきております。しかし、障がい者、障がい児、支援者を取り巻く環境は未だ厳しい状況にあります。双葉郡内の社会資源は、震災により全てを失い、障がい者、障がい児、支援者を支える環境は崩壊してしまいました。このような中、友愛会、希望の杜福祉会、NPO 法人輝き、NPO 法人シェルパ、社団法人 8 色などが事業を再開、開始し郡内の支援体制も少しずつ回復してきておりますが、まだまだ十分ではありません。また、それ以外の法人も仮設の事業所などにより避難者の支援にあたっております。大熊町では、帰還された方、避難を継続される方、地域や避難者を支える事業者を障害者基幹相談支援センターを中心に支援したいと考えており、双葉郡内 7 ケ町村からも同様の意見を頂いております。このような考えの中、スキルの高い事業者の選定が不可欠との認識から、障がい者支援の考え方や実施する事業の提案内容などの様々な尺度を重要な評価指標と位置づけた上で審査を行いました。

一次審査（参加資格審査）を経て、二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）として提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを行い、審査委員会において十分に議論が尽くされた結果、以下のとおり優先交渉権者を選出するに至りました。公募実施要領等の公表から資料の提出までの短期間に提案を行ってくださった参加者に心から感謝を申し上げます。

【優先交渉権者講評】

本提案は、大熊町の置かれた状況を十分に把握し、地域の特徴に配慮したものとなっていた。特に、地域のネットワーク作りや避難先での連携など、障がい者、障がい児、支援者の立場に立ったきめ細かい支援が提案されていた。また、職員の体制においても、申し分なく、総合的に高く評価され、優先交渉権者に出された。

平成 31 年 3 月 5 日

大熊町障害者基幹相談支援センター業務公募型プロポーザル審査委員会
委員長 吉田 淳